法政大学中学高等学校　任期付教諭（家庭科）求人要項

学校名	学校法人法政大学　　法政大学中学高等学校	**所在地・最寄り駅**	東京都三鷹市牟礼４－３－１　　京王井の頭線「井の頭公園」駅
代表者	校長　　植月　文隆	**電話・学校HP**	0422-79-6230　　https://www.hosei.ed.jp/
事業	教育事業　　男女共学　中学12クラス　高校18クラス	**創立**	大学　明治13年（1880年）　　中高　昭和11年（1936年）
教職員数	専任教員　60名　　専任職員　7名		

【雇用条件】

業務	授業、所属する学年および分掌の業務、諸行事（宿泊も含む）、その他教育活動（変更の範囲：大学の定める業務）	**募集職種**	家庭科　任期付き教諭　若干名
採用期間	2027年4月1日～2028年3月31日 契約更新：法人と本人双方の合意により更新する場合がある。 ただし更新上限は本学における雇用期間が通算して5年を超えない範囲とする。また，満65歳を迎える年度末以降は更新できない。	**責任回数**	週16～18回
試用期間	試用期間なし	**就業場所**	法政大学中学高等学校 （変更の範囲：大学の定める場所） 他の法政大学付属校への異動もあります。
就業時間 休憩時間 時間外労働	フレックスタイム制 （休憩時間：有、時間外労働：有）	**採用予定日**	2027年4月1日
給与	2026年度 大卒　　本俸　259,400円（22歳新卒） 大学院卒　本俸　280,200円（24歳新卒） 既卒者　　本俸　351,600円～389,000円（35歳）※ 既卒者　　本俸　415,000円～456,200円（40歳）※ ※経歴[4年制大学卒業年齢（年度末時点）]に応じて決定	**通勤費**	実費支給（JR通勤定期100km相当額上限）
諸手当	住宅手当、家族手当など	**賞与**	夏・冬手当 参考：初年度　夏・冬手当合計約4.933ヶ月分 （2025年度実績）
休日	4週のうち4日・国民の祝日・夏期一斉休業 年末年始・創立記念日	**加入保険**	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
制度	出校せず学校外で教育研究活動を行う時間」（教育研究時間、概ね週１日）など	**受動喫煙 防止措置**	禁煙（喫煙場所なし）

【応募】

資格	1　2027年3月までに大学卒業または卒業見込みの者、あるいは大学院修了または修了見込みの者 2「中学校教諭免許状（家庭）」および「高等学校教諭免許状（家庭）」を取得または取得見込みの者	**期間**	2026年10月5日（月）～2026年11月6日（金）【必着】 ※10月15日に〆切を4日から6日に変更
提出書類 **＊不備がある場合、採用試験の受験は不可。**	1　履歴書・自己紹介書（本校所定用紙　A4・4枚） ＊学校法人法政大学と雇用関係があった方は、職歴にすべての内容を記入すること。 2　卒業（または見込み）証明書 3　学業成績証明書 ＊「2」・「3」については、大学院修了（または見込み）の方は、学部と院の両方の証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）。 4　教員免許状（写）または免許状取得見込証明書 ＊「教員免許更新講習修了確認証明書（写し）を含む。	**提出先**	〒181－0002 東京都三鷹市牟礼４－３－１ 　法政大学中学高等学校　事務室 ＊封筒表に「家庭科任期付き教諭応募」と朱書きのこと。 ＊簡易書留による郵送のみ受付。
		その他	＊履歴書・自己紹介書の書式 　本校ホームページよりダウンロードすること。 ＊履歴書には、日中連絡がとれる電話番号とメールアドレスを記入すること。 ＊提出された応募書類は、本件選考・採用の目的のみに使用し返却しない。

【採用試験】

	日時／選考内容	**備考**	＊採用試験の会場は法政大学中学高等学校。 ＊選考の際の交通費は支給しない。 ＊試験内容および選考結果についての問い合わせには一切応じない
書類選考	提出書類に基づき選考		
第一次試験	11月14日（土）　／学科試験・論文試験		
第二次試験	11月21日（土）／模擬授業および面接試験		
第三次試験	11月26日（木）／管理職面接試験		

特記事項	・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。